

会員にとって役に立つ「千葉県からの情報」を提供いただき掲載しています。詳しくは県庁HPをご参照ください。

千葉県では、飲食店の認証制度を実施しています。

県では、感染防止対策と経済の両立を目指し、飲食店の感染防止対策を促進するため、飲食店における感染防止対策を県が認証する「千葉県飲食店感染防止対策認証制度」を実施しています。

認証店では高いレベルの感染防止対策が講じられていることから、「営業時間の短縮要請」、「酒類提供の制限の要請」を行いません。(※)

また、認証基準の達成に必要となる設備等の整備費用に対して支援を行います。

※ただし、当面の間は、緊急事態宣言が発令されている時及びまん延防止等重点措置区域を除きます。

対 象 食品衛生法による営業許可を受けている県内飲食店
(テイクアウト・デリバリー型を除く)

認証までの流れ

- ① 申請に必要な書類一式を作成し、事務局に提出
- ② 認証基準を満たしているか現地で確認
- ③ 認証を受けた店舗に認証ステッカーを交付

申請方法 郵送、メールまたはファクス

※認証基準や「申請の手引き」など、詳しくはホームページ
をご覧ください。

問い合わせ・申請先 千葉県飲食店認証事務局

電話 043-307-9003

メール chiba-ninsho@tobutoptours.co.jp

ファクス 043-307-9004



千葉県 飲食店認証

検索

宿泊事業者による感染防止対策等支援事業について

県では、宿泊事業者が行う感染防止対策に取り組むための経費を支援しています。

【対 象】 旅館業法に基づく営業許可を受けた宿泊施設

【支 援 額】 対象経費の1/2 (客室数・従業員数に応じて上限額あり)

【対象経費】 令和2年5月14日～令和3年11月30日までに支払をした経費

【受付期間】 令和3年10月15日 (金)～令和3年12月28日 (火)

※事業の詳細は、千葉県宿泊施設感染対策支援事務局HPを御参照ください。

➔ <https://chiba-shukuhaku.com/>

千葉県宿泊施設感染対策支援事務局コールセンター

【電話番号】 0570-020166

【受付時間】 平日午前9時から午後6時まで(土日祝及び年末年始を除く)



千葉県宿泊施設
感染対策支援
事務局HP